

# 潟上市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和8年3月17日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、潟上市空家等管理活用支援法人指定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、次の各号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務のうち、申請者が行う業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過し

ないものでないこと。

(3) 申請者の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）がないこと。

(4) 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、潟上市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。

(6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

3 市長は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定したときは、潟上市空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第2号）により、指定をしない場合は、潟上市空家等管理活用支援法人不指定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、潟上市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ潟上市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに潟上市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、支援法人の指定を

取り消すとともに、遅滞なく、支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、業務の実施状況について、年度ごとに当該年度の翌年度の4月末日までに業務実施状況報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書のほか必要があると認めるときは、追加の報告を求めることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、支援法人が、法第25条第2項の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき若しくは不正な手段により指定を受けたと認められるときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行うときは、潟上市空家等管理活用支援法人指定取消書(様式第8号)により支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月17日から施行する。